

令和2年 第5回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和2年 4月24日(金) 10時00分
場 所 分庁舎1階 大会議室

○提出議題（11件）

高農議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
高農議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第10号 非農地証明願出のこと(1)
報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)
報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(3)

○出席委員（8名）

1番	三好 覚	2番	位田 篤男
4番	北野 益生	6番	石堂 良信
8番	植原 種一	10番	北原 豊茂
12番	松本 慶一	14番	藤井 陽一

○欠席委員（6名）

3番	柴田 晃	5番	前橋 瑞紀
7番	西村 一志	9番	北原 知子
11番	西川 良一	13番	芦谷 博務

○出席事務局職員（2名）

事務局 局長	大内 喜樹
〃 主 幹	尾塩 昌昭

○出席市長部局（0名）

--	--

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第5回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されており総会については、出席委員を減じて開催することは、差し支えないと全国農業会議所からの通知がありましたので、出席委員を減じて開催させていただきます。本日は、8名の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第8号～第10号の4件、報告第14号～第15号の7件、併せて11件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第5回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により12番の松本委員さん、1番の三好委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第8号**「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第8号は農地法第4条第1項の許可申請の一時転用、1件でございます。(高農議第8号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区、お願いします。
- 12番 阿弥陀地区委員として申請地の排水路が魚道になっているため、除草剤を使用し魚等が死んでしまったら困るので除草剤の使用をしないでほしいという意見が出されました。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。
- 1番 なぜ、一時転用なんですか。
- 事務局 田から畑への利用変更届でいいのですが、6ヶ月以内の申請面積が3000㎡を超えるものについては、一時転用許可を要するという県からの通知があり、今回2813㎡の申請と1ヶ月前に約2800㎡の利用変更届出がだされておりますので今回の申請に関しては、一時転用の申請になっております。
- 議 長 他に意見はないですか。
- それでは、条件を付けて承認することよろしいか。
- ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第8号は承認されました。
- 続きまして、高農議第9号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第9号は農地法第5条第1項の許可申請で、2件でございます。(高農議第9号、1番、2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第5条第2項各号には該当しません。以

議 長 上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

2 番 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願ひしたいと思ひます。1 番について伊保地区、お願ひします。

議 長 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思ひます。

各委員 この件についてご意見、ご質問はございませぬか。ご異議はございませぬか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

異議の声がございませぬので、1 番は承認されましました。

続きまして2 番を阿弥陀地区、お願ひします。

1 2 番 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思ひます。

議 長 この件についてご意見、ご質問はございませぬか。ご異議はございませぬか。

2 番 油もれ、排水対策がされてございませぬか。水路に流れ込むと伊保、曾根地区の田にその水が入るので困る。

事務局 現在の計画に、油漏れ、排水対策はございませぬ。

議 長 油漏れ対策等が必要な場合計画に入れていただき認めていくことにしますがご異議はございませぬか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がございませぬので、2 番は承認されましました。

これで高農議第9 号は承認されましました。

続きまして高農議第10 号「非農地証明願出のこと」を議題といたしまします。

事務局 高農議第10 号は非農地証明で、1 件ございませぬ。

議 長 (高農議第10 号、1 番を読み上げる)

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願ひしたいと思ひます。北浜地区、お願ひします。

1 4 番 事務局の説明どおりです。北浜地区委員としても問題ないと思ひます。

議 長 この件についてご意見、ご質問はございませぬか。ご異議はございませぬか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がございませぬので、1 番は承認されましました。

これで高農議第10 号は承認されましました。

続きまして報告第14 号「農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出にかかること」を報告いたしまします。事務局、説明願ひます。

事務局 報告第14 号は農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出で、4 件ございませぬ。

議 長 (報告第14 号、1 番～4 番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等はございませぬか。

各委員 なし。

議 長 続きまして報告第15 号「農地法第5 条第1 項第6 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたしまします。事務局、説明願ひます。

事務局 報告第15 号は農地法第5 条第1 項第6 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3 件ございませぬ。

議 長 (報告第15 号、1 番～3 番を読み上げる)

議 長
各委員
議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
なし。
以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時50分

議事録署名委員

松本 慶一委員

三好 覚委員